

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【公表番号】特表2017-524923(P2017-524923A)

【公表日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2016-575376(P2016-575376)

【国際特許分類】

G 01 N 1/28 (2006.01)

G 01 N 1/04 (2006.01)

G 01 N 1/30 (2006.01)

【F I】

G 01 N 1/28 W

G 01 N 1/28 J

G 01 N 1/04 G

G 01 N 1/30

G 01 N 1/28 U

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月20日(2018.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生検である生体試料を処理するためのシステムであって、

試料ホルダと、少なくとも1つの補助部品とを含み、前記試料ホルダは、管状部材を含み、前記管状部材は、少なくとも部分的に透明材料からなり、前記少なくとも1つの補助部品の各々は、前記試料ホルダの前記管状部材の少なくとも一部に結合することができる支持構造を有し、

前記管状部材は、その壁が試薬を透過する領域を含むことを特徴とする、  
システム。

【請求項2】

前記管状部材は、0.2mm~2mmの内径を有することを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記管状部材は、少なくとも部分的に膜、特に多孔質高分子膜からなる、及び/又は、前記管状部材は、流体チャネルを含み、前記管状部材内の試料は、前記流体チャネルを通じてアクセス可能であることを特徴とする、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項4】

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、コア針である抽出デバイスから前記試料ホルダに試料を移送する移送デバイスであり、該移送デバイスは、前記試料ホルダを接続可能な第1の端部と、前記抽出デバイスを接続可能な第2の端部とを備える、  
移送チャネルを含み、又は、

当該システムは、被検体から試料を抽出する抽出デバイスを含み、前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、コア針である抽出デバイスから前記試料ホルダに試料を移送する移送デバイスであり、該移送デバイスは、前記試料ホルダを接続可能な第

1の端と、前記抽出デバイスを接続可能な第2の端部とを備える、移送チャネルを含み、及び／又は、

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、被検体から前記試料を抽出する抽出デバイスであり、該抽出デバイスは、抽出された試料が前記試料ホルダにより取り込まれるように前記試料ホルダを収容する支持構造を有し、及び／又は、

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、前記試料ホルダを交換可能に又は永久的に収容する支持構造を備える容器であることを特徴とする、

請求項1乃至3のうちのいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項5】

前記支持構造は、前記試料ホルダに対する前記移送デバイスの密閉接続を可能にすることを特徴とする、請求項4に記載のシステム。

#### 【請求項6】

前記試料ホルダ内の試料の画像を生成する光学装置を含むことを特徴とする、請求項1乃至5のうちのいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項7】

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、前記試料ホルダを交換可能に又は永久的に収容する支持構造を備える容器であり、前記試料ホルダは、前記容器に回転可能に収容され得る又は収容される、及び／又は、前記試料ホルダは、前記容器内で軸方向に移動可能であることを特徴とする、請求項1乃至6のいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項8】

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、前記試料ホルダを交換可能に又は永久的に収容する支持構造を備える容器であり、前記容器の前記支持構造は、少なくとも部分的に流体で満たされる、並びに、前記流体に浸漬されている前記試料ホルダを取り込む、空洞を定めることを特徴とする、請求項1乃至7のいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項9】

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、前記試料ホルダを交換可能に又は永久的に収容する支持構造を有する容器であり、該容器は、前記試料ホルダの前記管状部材の形状を有する穴を定める支持構造を備える基板を含むことを特徴とする、請求項1乃至8のいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項10】

前記少なくとも1つの補助部品のうちの少なくとも1つは、前記試料ホルダを交換可能に又は永久的に収容する支持構造を備える容器であり、該容器は、前記試料ホルダの前記管状部材の周りの流体の流れを制御する流体系を含むことを特徴とする、請求項1乃至9のいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項11】

試薬を透過する前記管状部材の前記壁の前記領域は、複数の開口又は孔を含む、請求項1乃至10のうちのいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項12】

前記管状部材の前記壁は、光学的に透過性の膜材料で作られる、請求項1乃至11のうちのいずれか1項に記載のシステム。

#### 【請求項13】

生検である生体試料を処理するための方法であって、管状部材を有する試料ホルダに生体試料を移送するステップであって、前記管状部材は、少なくとも局所的に透明である壁を備え、該壁は、該壁が液体を透過する領域を含み、前記管状部材は、少なくとも部分的に透明材料からなる、ステップと、

少なくとも1つの試薬が前記管状部材内の前記生体試料に到達できるように、前記試料ホルダを液体である少なくとも1つの試薬に暴露するステップとを含む、

方法。

**【請求項 1 4】**

前記試料ホルダ内の前記試料の光学的検査を行うステップと、

前記試料ホルダから前記試料の関心領域を抽出するステップとのうちの少なくとも1つをさらに含むことを特徴とする、請求項1 3に記載の方法。

**【請求項 1 5】**

前記試薬は、固定剤、透過化剤、洗浄剤、アンチクエンチング剤、及び／又は染色剤を含むことを特徴とする、請求項1 3又は1 4に記載の方法。